二　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三　第八章の三に定めるところにより算出した第二百七十条の七各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2　標準的手法採用金庫が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百三十七条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

第五十八条中「当該」を「その」に改め、「（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）」を削る。

第五十九条第二項ただし書中「当該」を「その」に改める。

第七十条の次に次の五条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第七十条の二　標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあっては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。）を算出する場合にあっては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第十一条第五項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。）（次項及び第百七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

第七十条の二の二　標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第三十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）に係る出資（次項及び第百七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十九条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十九条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の三　標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項及び第百七十八条の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百七十八条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百七十八条の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2　標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であって第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。